

太陽光発電設備の設置には国が定める 「事業計画策定ガイドライン」が適用されます。

再エネ特措法*等に基づく事業計画認定の申請を行う事業者、及び
認定を受けた事業計画に基づいて事業を実施する事業者が対象です。

「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）（令和7年4月改訂）の概要

事業計画の「企画立案」、「設計・施工」に関する主な遵守事項等

- 関係法令及び条例で規定される必要な措置や手続等について、自治体や国の関係機関に確認及び相談し、関係法令及び条例の規定を遵守すること。また、関係法令に基づく許可等が必要である場合は、事業計画の認定の申請を行う前に当該許可等を取得していること。
関係法令：森林法、宅地造成及び特定盛土等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
- 自治体が個別に策定する指導要綱、ガイドライン等を遵守するように努めること。
- 事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するように努めること。
- 再エネ特措法、再エネ特措法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」で定める説明会又は事前周知措置を実施すること。（住宅用及び屋根設置太陽光発電事業を除く）
- 地域住民とのコミュニケーションを図るに当たり、配慮すべき地域住民の範囲や、説明会の開催や戸別訪問など具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること。
- 防災、環境保全、景観保全を考慮し、計画、設計、施工を行うよう努めること。
（関係法令又は条例を遵守していても、さらに対策が必要になる場合や、関係法令及び条例がない又は適用されない場合においても配慮が必要になる場合があります。）
また、施工の際は、周辺地域の安全を損なわないように努めること。
- 再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てること。
- 容易に第三者が発電設備に近づくことがないよう、適切な措置を講ずること。

※事業計画策定ガイドラインには、「運用・管理」に関する主な遵守事項等も記載されています。
事業計画策定ガイドラインの趣旨を十分に理解し、適切に対応してください。

なお、遵守事項等に違反した場合には、認定基準に適合しないとみなされ、改正再エネ特措法*に規定する指導・助言、改善命令、認定の取消し等の措置が講じられる場合があることにご注意ください。

*再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法

☆固定価格買取制度全般についてはコチラ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/index.html

☆「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」など法令集はコチラ

http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

再生可能エネルギー

検索

近畿経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課 TEL:06-6966-6043

本紙に関するお問合せ先

大阪府環境農林水産部脱炭素・エネルギー政策課（大阪府咲洲庁舎22階）TEL:06-6210-9254

<太陽光発電設備設置に関する主な法令等一覧（1/3）>http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/pv_jigyousya.html

※ 本一覧は主な法令等の一覧であり、市町村が所管する条例等、他の法令等の手続きが必要となる場合があります。

関係法令	主な手続きの概要	相談・申請先	府庁関係課
火薬類取締法	一定規模以上の太陽光発電施設を設置する場合は、周辺に火薬類製造施設や火薬庫がないか確認すること。また、該当する場合は、これらの施設の設置者と調整すること。	【高槻市域】 政策企画部 危機管理室消防保安課 【高槻市域以外】 各市町村の消防機関	政策企画部 危機管理室消防保安課
都市緑地法	特別緑地保全地区内の行為許可	市町村	環境農林水産部 みどり推進室みどり企画課
近畿圏の保全区域の整備に関する法律	近郊緑地保全区域内の行為届出	各農と緑の総合事務所 みどり環境課	
自然環境保全条例 ／自然環境保全法	自然環境保全地域等における行為の許可、自然環境の保全と回復に関する協定の締結		
大阪府立自然公園条例 ／自然公園法	特別地域内等における行為の許可		
森林法	林地開発許可等手続、 伐採及び伐採後の造林の届出手続	【林地開発許可】 各農と緑の総合事務所 みどり環境課 【伐採届出】 市町村	環境農林水産部 みどり推進室森づくり課
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等に関する工事の許可申請手続（森林区域内）	各農と緑の総合事務所 みどり環境課 権限のある市町村	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域（過去に廃棄物を埋め立てた最終処分場等）における形質変更の届出、設備の廃棄時における処理基準等の遵守	環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 産業廃棄物指導課 泉州農と緑の総合事務所 環境指導課 権限のある市	環境農林水産部 循環型社会推進室 資源循環課 産業廃棄物指導課
環境影響評価法	環境影響評価手続（一定出力以上）	環境農林水産部 環境管理室環境保全課 大阪市、堺市、吹田市	環境農林水産部 環境管理室環境保全課
大阪府環境影響評価条例 ／大阪市環境影響評価条例 ／堺市環境影響評価条例	環境影響評価手続（一定規模以上の開発行為によるもの）	環境農林水産部 環境管理室環境保全課 ／大阪市／堺市	
土壤汚染対策法 ／大阪府生活環境の保全等に関する条例（土壌汚染関係）	土地の形質変更に係る届出手続（一定規模以上）	環境農林水産部 環境管理室事業所指導課 権限のある市町村	環境農林水産部 環境管理室事業所指導課
振動規制法	法に基づく届出（法で規定する建設作業、施設を有する事業場） ・規制基準の適合義務	市町村	
騒音規制法	法に基づく届出（法で規定する建設作業、施設を有する事業場） ・規制基準の適合義務	市町村	
大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音振動関係）	条例に基づく届出（条例で規定する建設作業、施設を有する事業場） ・規制基準の適合義務	市町村	
土地改良法	土地改良施設の他目的使用の許可申請手続	各施設管理者	環境農林水産部 農政室整備課
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域からの除外手続	市町村	
農地法	農地転用許可手続等	市町村農業委員会 大阪市経済戦略局	環境農林水産部 農政室整備課

<太陽光発電設備設置に関する主な法令等一覧（2/3）>http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/pv_jigyousya.html

※ 本一覧は主な法令等の一覧であり、市町村が所管する条例等、他の法令等の手続きが必要となる場合があります。

関係法令	主な手続の概要	相談・申請先	府庁関係課
漁港及び漁場の整備等に関する法律	漁港区域内等の占用許可等	環境農林水産部 水産課	環境農林水産部 水産課
水産資源保護法	保護水面の区域内における工事の許可申請手続		
大阪府漁業調整規則	漁場内の岩礁破碎等の許可		
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区特別保護地区内における行為許可手続	環境農林水産部 動物愛護畜産課	環境農林水産部 動物愛護畜産課
土地区画整理法	土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可申請手続	市町村	大阪都市計画局 拠点開発室戦略拠点開発課
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	土地の区画形質変更、建築物等の新築・改築・増築（歴史的風致維持向上地区計画区域）	都市整備部 公園課	都市整備部 公園課
都市公園法	都市公園区域内における占用許可手続等	【府営公園】 各土木事務所都市みどり課 【その他公園】 各都市公園を管理する国／市町村	
道路法	道路法に基づく占用許可手続等	【府管理道路】 各土木事務所管理課 【その他道路】 各道路を管理する国／市町村	
河川法	河川区域占用許可手続、 河川区域内工作物設置許可手続 河川区域内掘削許可手続 河川保全区域内行為許可手続	【府管理河川】 各土木事務所管理課 各治水事務所維持管理課 【その他河川】 各河川を管理する国／市町村	都市整備部 河川室河川環境課
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可手続	各土木事務所管理課	
大阪府砂防指定地管理条例／砂防法	砂防指定地内行為及び砂防設備 占用の許可申請手続		
採石法	岩石採取計画認可申請	市町村	
砂利採取法	砂利採取計画認可申請	都市整備部河川室河川環境課 権限のある市町村	
地すべり等防止法	地すべり防止区域の開発前許可申請手続	都市整備部河川室河川環境課	
国土利用計画法	土地売買届出手続（一定規模以上）	市町村	都市整備部 用地課
海岸法	海岸保全区域等の占用許可等	泉州港湾・海岸部 施設管理運営課 計画整備部 海務課（大阪港に関するもの）	大阪港湾局
港則法	特定港内又は特定港の境界附近における工事等許可申請	【堺泉北港・阪南港】 泉州港湾・海岸部 施設管理運営課 【大阪港】 計画整備部 海務課	

<太陽光発電設備設置に関する主な法令等一覧（3/3）>http://www.pref.osaka.lg.jp/eneseisaku/sec/pv_jigyousya.html

※ 本一覧は主な法令等の一覧であり、市町村が所管する条例等、他の法令等の手続きが必要となる場合があります。

関係法令	主な手続の概要	相談・申請先	
港湾法	臨港地区内における行為の届出、 港湾区域内の水域等の占用許可	泉州港湾・海岸部 施設管理運営課 計画整備部 海務課 （大阪港に関するもの）	大阪港湾局
大阪府景観条例 ／景観法	景観計画区域内の工作物の建設 届出手続（一定規模以上）	都市整備部住宅建築局 建築環境課 景観行政団体の市町村	都市整備部住宅建築局 建築環境課
大阪府気候変動対策の推進に関 する条例／大阪市建築物の環境 配慮に関する条例	建築時における届出（一定規模以 上）において、再生可能エネルギー 利用設備の導入検討を行う	都市整備部住宅建築局 建築環境課 堺市／大阪市	
建設工事に係る資材の再資源化 等に関する法律	特定施設資材を用いた対象建設 工事の届出（一定金額以上）	都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課 特定行政庁である市	都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課
建築物のエネルギー消費性能の向 上等に関する法律	要確認（要通知）特定建築行為 における適合性判定		
建築基準法	建築確認申請手続（建築物）		
宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等に関する工事の許可申 請手続（森林区域外）	都市整備部住宅建築局 建築指導室審査指導課 権限のある市町村	
都市計画法	開発行為許可手続		
大阪府文化財保護条例 ／文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地土木工事等届 出手続、史跡・名勝・天然記念物 指定地の現状変更の許可手続等	市町村	教育庁文化財保護課
消防法	危険物取扱所設置等許可届手続 （取り扱う危険物の種類・量により 手続きが必要な場合があります）	各市町村の消防機関	（総務省消防庁）
工場立地法	工場等の新設・増設時の届出 （一定規模以上）	市町村	（経済産業省）
生産緑地法	生産緑地地区内における行為の許 可申請手続	市町村	（国土交通省）

※ 土木事務所 ⇒ 府内7土木事務所（池田、茨木、枚方、八尾、富田林、鳳、岸和田）

※ 農と緑の総合事務所 ⇒ 府内4農と緑の総合事務所（北部、中部、南河内、泉州）

※ 治水事務所 ⇒ 府内2治水事務所（西大阪、寝屋川）

府・市町村以外への相談・申請が必要なもの

関係法令	主な手続きの概要	相談・申請先
電気事業法	事業用電気工作物設置に伴う届出（工事計画、保安規程の届出等）	経済産業省 中部近畿産業保安監督部
航空法	建物等設置に際し、空港周辺（指定区域内）に設定された高さ制限を超えるかどうかを確認	国土交通省 各空港事務所
道路交通法	道路使用許可申請、制限外積載許可申請	大阪府警察 各警察署

※ 掲載した関係法令以外にも、「絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律」、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気発電の促進に関する法律」、「鉱業法」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく手続きが必要となる場合があります。